2　前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、当該役務の提供を受ける内国法人の当該役務の提供を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3　第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定譲渡制限付株式の一株当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において譲渡についての制限が解除された数その他当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

4　前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条第一項中「おいては、当該合併」の下に「又は当該分割（第二条第十二号の九イ（定義）に規定する分割対価資産（以下この項において「分割対価資産」という。）の全てが分割法人の株主等に直接に交付される分割型分割に限る。以下この項において「特定分割型分割」という。）を、」は、「当該合併法人」の下に「又は当該特定分割型分割に係る分割承継法人」を、「いう。）」の下に「又は当該特定分割型分割に係る分割対価資産」を、「当該新株等」の下に「又は当該分割対価資産」を加え、同条第二項中「当該超える」を「その超える」に改める。

第六十四条の四第三項中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「なつた法人」の下に「又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の三第一項（実施計画）に規定する実施計画に係る同項の認定を受けた医療法人」を、「目的」の下に「又は同条第一項に規定する救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施」を加え、同条第四項中「同項」を「、同項」に改める。

第六十六条第一項中「百分の二十三・九」を「百分の二十三・二」に改める。

第六十九条第一項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七項」を「第十六項」に改め、同条第四項第八号中「政令で定める利子を除き、」を削り、同項第十五号中「第七項から第九項まで」を「第六項から第八項まで」に、「第八項及び第九項」を「第七項及び第八項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「及び第十四項」を「及び第十三項」に、「（第十四項」を「（同項」に改め、同項第二号中「第十三項まで」を「第十二項まで」に、「及び第十三項」を「及び第十二項」に、「。第十三項」を「。同項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項から第二十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十一項中「第十四項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十項とする。

第七十二条第三項中「の要件」を削り、「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

第八十一条の十二第一項中「百分の二十三・九」を「百分の二十三・二」に改める。

第八十一条の十五第七項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第百四十二条の二第一項第四号中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第百四十三条第一項中「百分の二十三・九」を「百分の二十三・二」に改める。

第百四十四条の二第四項第七号中「政令で定める利子を除き、」を削り、同条第六項中「第六十九条第十一項及び第十二項」を「第六十九条第十項及び第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第十二項中「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同条第九項中「第六十九条第十一項及び第十二項」を「第六十九条第十項及び第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、同条第十項中「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第十一項中「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同条第十二項中「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第十三項中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第十四項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同条第十四項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

第百四十四条の四第四項第一号中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十五項」に、「第六十九条第十七項」を「第六十九条第十六項」に改める。

第百四十四条の六第二項ただし書中「租税条約の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加える。

第百四十九条第一項ただし書中「租税条約の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加え、同項第一号中「国内において行う」を「第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る」に改め、「国内にある」を削り、同項第二号及び第三号中「国内において行う」を「第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る」に、「国内にある」を「当該国内源泉所得に係る」に改め、同条第二項中「租税条約の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加える。

第百五十一条第三項中「国内において行う」を「第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る」に改め、「国内にある」を削る。

別表第二医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

（地方法人税法の一部改正）

第三条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第十一条中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第十二条第五項中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第十四項」に改める。

第十五条第一項及び第二十三条第一項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

（相続税法の一部改正）

第四条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長」を「第百三十七条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。次条第二項第一号において同じ。）の規定の適用」に改める。

第一条の四第二項第一号中「第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長」を「第百三十七条の二第一項の規定の適用」に改める。

第三十五条第三項ただし書中「第七十条」の下に「（国税の更正、決定等の期間制限）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　税務署長は、次に掲げる事由により第一号若しくは第三号の申告書を提出した者若しくは第二号の決定若しくは第四号若しくは第五号の更正を受けた者又はこれらの者の被相続人から相続若しくは遺贈により財産を取得した他の者（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。）の相続税の課税価格又は相続税額が過大又は過少となつた場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、これらの者に係る相続税の課税価格又は相続税額の更正又は決定をする。ただし、次に掲げる事由が生じた日から一年を経過した日と国税通則法第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

一　所得税法第五十一条の五第一項から第三項まで（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）（これらの規定を同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出があつたこと。

二　所得税法第五十一条の五第四項の規定による決定があつたこと。

三　所得税法第五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による修正申告書の提出があつたこと。

四　所得税法第五十一条の六第二項の規定による更正があつたこと。

五　所得税法第五十三条の五（遺産分割等があつた場合の更正の請求の特例）（同法第百六十七条（更正の請求の特例）において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求に基づく更正があつたこと。